

議案第44号

がんばる守口助け合い基金条例案

がんばる守口助け合い基金条例を、次のように制定する。

令和2年9月14日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

がんばる守口助け合い基金条例

(設置)

第1条 市が直面する感染症の流行及び災害等への対応又は災害に強い地域づくりに係る事業（以下「災害等対策事業」という。）の実施に資するため、がんばる守口助け合い基金（以下「基金」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等及び同法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (3) 災害等 災害並びに市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす危機事象をいう。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 毎年度一般会計歳入歳出予算に定める額
- (2) 基金への積立てを指定した寄附金の額
- (3) 基金の運用から生ずる収益金の額。ただし、第5条第2項の規定により基金として積み立てる場合に限る。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、災害等対策事業の実施に必要な財源とする。

2 前項の規定にかかわらず、前項の収益を基金として積み立てることができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、災害等対策事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。